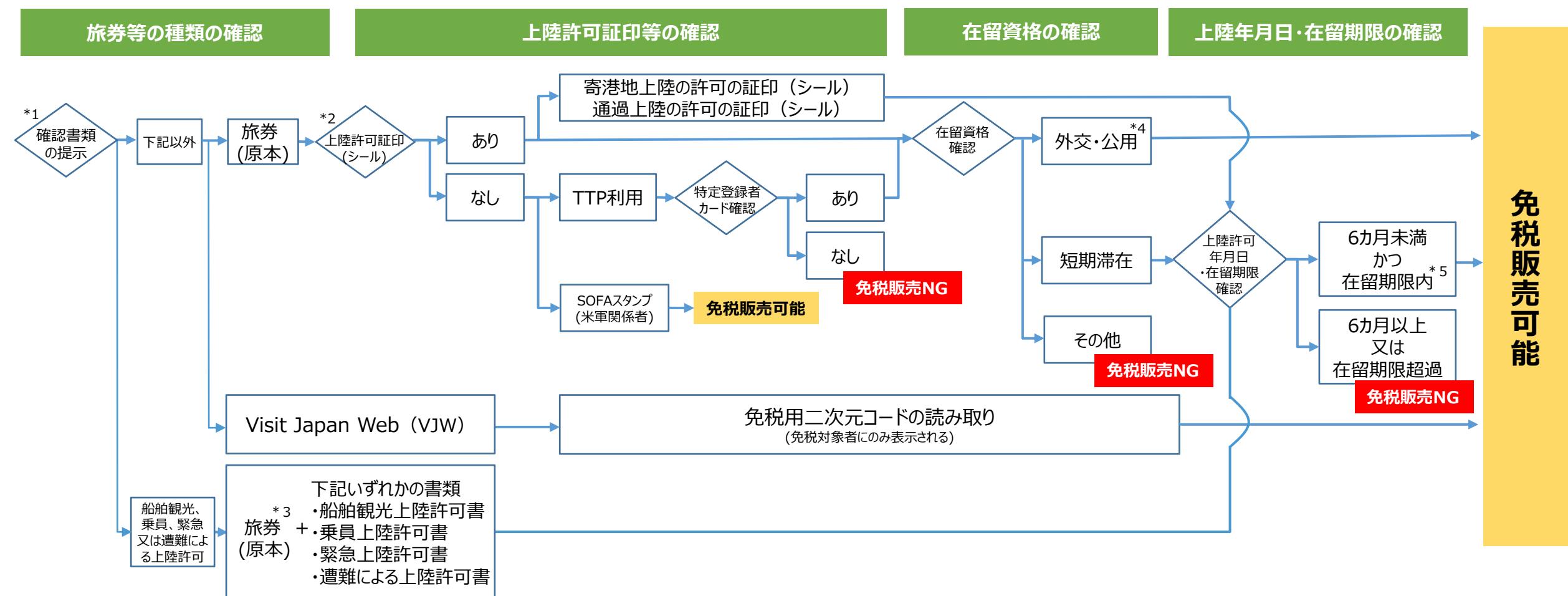


【リファンド方式】免税可否についてのフロー 外国人（外国籍を有する者）

2026年11月1日以後
販売分から適用



*1 二重国籍の場合は、入国時の旅券の提示が必要。提示された旅券によって免税販売手続が異なります。

*2 再入国許可証で入国した場合、再入国日ではなく上陸許可証印で初回の入国日を確認します。

*3 船舶観光上陸許可により在留する者の旅券については、旅券の写しの提示を含みます。

*4 在留資格が「外交・公用」である者について、入国から6ヶ月未満であるかの確認は不要です。また、日本国籍の在外公館職員については、外国為替法令上、居住者に該当するため免税販売することはできません。

なお、国内での利用を目的に購入される商品は、使用場所が大使館・総領事館の敷地内であっても免税販売することは認められていません。免税販売は、国外へ持ち出される物品に限り可能です。

*5 在留期間更新許可の証印シールが貼ってあれば（在留期間更新許可申請を行ない許可を得た者）、更新後の在留資格及び在留期限で判断します。

なお、上陸許可証印シールに記載された在留期間が90日の方が在留期間更新許可の申請をした場合、その申請の可否が判断されるまで、または上陸許可証印シールの在留期間の満了日から二ヶ月経過する日までは引き続き申請時の在留資格をもって在留できます（いずれか早い方の日付を適用）。そのため、このようなケースにおいては、販売時点で、上陸許可証印シールに記載された在留期間（90日）を超えていたとしても、上記期間は、在留資格が「短期滞在」であるものとして免税対象者となります。